（前のページより続き）

○金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同九七）

○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部を改正する件（同九八）

○信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件等の一部を改正する件（同九九）

○株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示の一部を改正する件（**金融庁・財務・経済産業**一）

○労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件等の一部を改正する件（**金融庁・厚生労働**三）

○水産業協同組合法第十一条第三項第七号等に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（**金融庁・農林水産**五）

○農業協同組合法第十条第六項第八号に規定する主務大臣の定める者等を定める件の一部を改正する件（同六）

○食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の施行に伴う消費者庁関係告示の整備に関する告示（**消費者庁**一〇）

○万国郵便条約の改正に関する件（**外務**三三八）

○所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（**財務**三一六）

○法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同三一七）

○登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件（同三一八）

○印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件（同三一九）

○各都道府県共同募金会が平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同三二〇）

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（同三二一）

○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件（同三二二）

○工場立地に関する準則の一部を改正する告示（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通**一）

○緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示（同二）

○緑地面積率等に関する同意企業立地重点促進区域についての区域の区分ごとの基準の一部を改正する告示（同三）

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払いその他の条件を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産・経済産業**一〇）

○株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示（同一一）

○青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件の一部を改正する件（**厚生労働**三六五）

○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率を定める件（同三六六）

○健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同三六七）

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（同三六八、三六九）

○薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（同三七〇）

○薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件（同三七一）

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第十七条並びに職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二十九条及び附則第四条の二の規定に基づき厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局等を定める件（同三七二）

○児童福祉法施行規則第一条の二十三の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（同三七三）

○児童福祉施設最低基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（同三七四）

○救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準第十六条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（同三七五）